

〈論文〉

# 日本語史における日本語の普及

阿久津 智

## 要 旨

日本語史の概説書などにおいて、日本語非母語話者への日本語の普及（とくに日本語の海外進出）が取り上げられることは、ほとんどない。これは、日本語史を「日本語の歴史の変遷」、あるいは、「日本語話者の言語生活の歴史」などととらえた場合、かつて日本語の普及がはかられたほとんどの地域（海外）において日本語使用が定着せず（あるいは、継承されず）、そのために、海外における日本語使用が（今日の）日本語に与えた影響がほとんどない、ということなどがあるからだと思われる。しかし、日本語史を、現代語に軸足を置いて世界史の中に位置づけるという立場に立てば、今日（および今後）の国内外における日本語非母語話者の日本語使用の拡大や、それに伴って生じるとされる諸現象・諸問題の可能性などを考えるうえでも、過去に日本が支配した地域で行われた日本語の普及（その消長）を、日本語史の中に取り込んでいくことは必要だと思われる。その場合、日本語の普及は、日本語政策として扱われ、そこでは、日本語政策に関して、地域間における相互の影響や、支配時期・支配形態と日本語の扱いとの関係などが主なポイントとなるのではないかと思われる。

キーワード：日本語史，日本語政策，国語政策，日本語の海外普及

## 1. はじめに

本稿では、日本語史において、日本語を母語としない者への日本語の普及、とくに日本語の海外進出をどう扱うかについて考えていく。

「日本語史」とは、文字どおりにいえば、「日本語」という言語の「歴史」(変遷・発展の過程 (の記述)) である。「言語を歴史的に研究する学問分野」は「歴史言語学」と呼ばれるが、これは、「言語を時間的に変化させる主体と見なし、その過去の姿を推定する科学的研究」で、これには、「音韻変化、文法変化 (形態変化、統語変化を含む)、意味変化、語彙変化、語用の変化等々を扱う研究領域がある」(『明解言語学辞典』「歴史言語学」) とされる<sup>(1)</sup>。これに従えば、日本語の歴史 (研究) は、日本語という言語を主体として、その音韻、語彙、文法などにおける事象 (あるいは体系) の変化を追う (記述する) ものということになる。実際に、日本語史の概説書を見てみると<sup>(2)</sup>、日本語史のとらえ方や主題には、大きく分けて、次のようなものが見られる。

- (a) 日本語の歴史の変遷 (言語が主体)
  - (a1) 各時代における日本語の様相 (静的)
  - (a2) 日本語の変化、その要因・意義 (動的)
- (b) 日本語話者の言語生活の歴史 (人が主体)

日本語史の概説書では、(a1) について、時代順に記述する (各時代においては、音韻・文字・語彙・文法などの分野別に記述する) ものが主流である。ほかに、少数ではあるが、(a2) や (b) を中心に記述するものもある<sup>(3)</sup>。

以上をふまえて、以下、日本語史において日本語の普及の扱いをどう考えるかについて論じ (2 節)、続いて、その内容について、広く先行研究の成果を用いて、主に言語政策の観点から考察する (3 節)。

## 2. 日本語史における日本語の普及の扱い

本節では、日本語史における日本語の普及の扱い方について考えていく。ここでいう「日本語の普及」には、次のものが含まれる。

- (ア) 古来日本語母語話者が居住する地域における日本語非母語話者に対する日本語の教育・普及（今日の「日本国内における日本語教育」に相当）
- (イ) 古来日本語非母語話者が居住する地域における日本語非母語話者に対する日本語の教育・普及（今日の「海外における日本語教育」(次の(ウ) 以外)に相当）
- (ウ) 古来日本語非母語話者が居住する地域における日本語母語話者の子孫に対する日本語の教育・普及（今日の「海外における日本語教育」のうち、いわゆる「継承語教育」に相当）

ここでは、その規模の大きさから、上のうちの(イ)を中心に考えていきたい。上でことさらに、「日本」（あるいは「国内」）ではなく、「古来日本語母語話者が居住する地域」という言い方をし、「海外」（あるいは「国外」）ではなく、「古来日本語非母語話者が居住する地域」という言い方をしたのは、歴史的に（とくに明治～昭和戦前・戦中に）日本（国家）の統治する範囲（領域）が「古来日本語非母語話者が居住する地域」にまで拡大し、これらの地域の統治が、日本語の歴史における「日本語の普及」に大きく関わったからである。以下、便宜的に、「古来日本語母語話者が居住する地域」を「日本」、「古来日本語非母語話者が居住する地域」を「海外」と呼んでおく（「日本語」をどう規定するかという問題もあるが、ここではふれない）。

ところで、日本語史における日本語の普及を考えるに当たって、そもそも日本語史で日本語の普及を取り扱うことができるのか（あるいは、取り

扱うべきなのか), という問題がある。前節で述べたように, 日本語史のとらえ方や主題には, 大きく分けて, 言語を主体とする「日本語の歴史の変遷」とするものと, 人を主体とする「日本語話者の言語生活の歴史」とするものがあるが, いずれにしても, 日本語の普及は取り込みにくい。実際, 日本語の普及については, ほとんどの日本語史の概説書で扱われていない。(おそらく) 唯一, 真田 (2009) に日本語の普及に関する記述が見られるが, これは, 「日本語教育史」として (「日本語史」とは異なる章で), 扱われている (同書は, 「日本語教育能力検定試験に合格するためのシリーズ」の1冊である)。

一方で, 他の言語の歴史, とくに英語の歴史についていえば, ときに英語の世界進出 (使用者・使用地域の拡大) の歴史として語られることがある。英米で出版され, 日本語訳または日本語注釈のある英語史関連の書籍から例を挙げれば, P. グッデン『物語英語の歴史』, M. ブラッグ『英語の冒険』, D. クリスタル『英語の歴史』などで, 英語の世界進出が取り上げられている。英語の普及が英語の歴史となるのは, 「イギリスは17世紀以降, 植民地政策と商業的な野望がふくらむにつれて, 英語を輸出する側にまわる。…イギリス国旗のはためくところは, どこであれ英語が一緒についていった。しかし, そこには逆方向の流れも生まれた。イギリスがあらたに獲得した土地の文化が, 英語に新しい外来語をもたらすようになったのである。」(グッデン 2012: 263), 「英語はさまざまな感情や思想を地球全体に伝播してきた。いたるところで新たな英語が生まれつづけ, その勢いは衰える兆候をまったく見せていない。」(ブラッグ 2004: 9) などとされるように, 英語の使用地域が拡大し, 英語の使用者が増えたことによって, 英語話者の言語生活に種々のものが現れ, 英語そのものにも変化が起こった (変異が増え, 変容が生じた) ということがあるからであろう。

これに対して, (先にふれたように) 日本語の海外進出が, 日本語の歴

史の中で扱われることはほとんどない。日本語の海外進出については、むしろ、日本語教育の歴史、あるいは、植民地教育史や言語政策史などの中で扱われている<sup>(4)</sup>。これは、日本語の歴史を「日本語の歴史の変遷」、あるいは、「日本語話者の言語生活の歴史」などととらえた場合、日本語の普及がはかられたほとんどの地域（海外）において日本語使用が定着せず（あるいは、継承されず）<sup>(5)</sup>、そのために、海外における日本語使用が（その後の）日本語（の変化）に与えた影響がほとんどない、ということなどがあるからだと思う。この背景には、とくに明治中期～昭和戦前・戦中における日本語の海外への普及が、多くの場合、軍事力を背景に、日本の精神の強要とともに、強圧的に進められたものであったため、これらの地域では、日本の敗戦による日本の支配からの解放とともに、日本語も放棄されるようになったということがあるであろう。

では、日本語史で日本語の普及を扱うことはできないのであろうか。筆者は、これは、結局、日本語の歴史をどうとらえるかということにかかっていると思う。たとえば、「日本語史の軸足は現代語に置かれる。」（小松 2001: 24）とする立場や、「日本語の歴史は国内や地域にとどまるものではなく、世界史の上での出来事として解釈されるべきものでもある。それによって、言語の変遷を言語内的要因だけでなく、言語外的要因にも留意して分析していくことが担保されると考えられる。」（沖森 2018: 序）などに見る立場からすれば<sup>(6)</sup>、今日（および今後）の国内外における日本語非母語話者の日本語使用の拡大や、それに伴って生じるとされる諸現象（日本語変種の発生など）・諸問題の可能性などを考えるうえでも、過去に日本が統治した地域などで行われた日本語の普及（その消長）を、日本語の歴史に取り込んでいくべきであり、その場合、日本語の普及は、日本語政策として扱われるのではないかと考える。それは、過去の、とくに海外における日本語の普及が、多くの場合、各地域の統治機構によって、組織的に、大規模に、強圧的に行われたものであり、その内容は日本の「国語政

策」などとも関わるもの（後述）だからである（日本語史の概説書、とくに時代順のものでは、明治以降の「国語政策」にはふれている<sup>(7)</sup>）。以下、節を改めて、日本語史における日本語政策について考えたい。

### 3. 日本語史における日本語政策

本節では、日本語史における日本語政策の内容について考えていく。

#### 3.1 「日本語政策」とは

日本語史における日本語政策を考えるに当たって、まず、用語の確認をしておきたい。

ここでいう「日本語政策」とは、「日本語を母語としない人々に向けて行われる、日本語についての言語計画」（真田 2006: 237）のことである。ただし、昭和戦前・戦中までは、「日本語政策」という用語は使われず、「おおよそのところ、日本の『内地』と植民地朝鮮・台湾においてはもっぱら『国語政策』が用いられ、一九三〇年後半以降、とくに一九四一年からの太平洋戦争期に軍政を敷いた東南アジア各地に関しては、『言語政策』という言葉が用いられていた」（安田 2001: 191）という<sup>(8)</sup>。

「言語計画」（言語政策）は、「席次計画」（言語の優先順位に関する計画）、「実体計画」（言語の具体的な中身に関する計画）、「普及計画」（立案した内容を、国民あるいは対象となる集団に普及するための計画）から構成される（真田 2006: 222）。この構成の順序からすれば、「日本語の普及」とは、すでに席次が決まり、実体化（近代化）された日本語を普及させることとなる。しかし、実際には、日本語の普及が行われ始めた当初は、近代的な日本語の実体化が進められ始めた時期で、標準的な日本語と呼べるようなものはまだ確立していなかった。日本語（国語）の普及を、言語計画（言語政策）の進展として見ると、席次計画については、（明治初年に

森有礼の「英語採用論」などがあったものの）早くに日本語の「国語」としての席次はほぼ確立したが、実体計画と普及計画とについては、明治中期（1880年代）以降、文字改革運動や言文一致運動が本格化し、学校教育が普及するなかで、並行して進められていった。この時期は、日本がはじめて海外に植民地を獲得した時期であり（1895年に台湾領有）、そのため、日本における「国語」（標準語）の（実体化と）普及と、海外（植民地）における日本語の普及とは、ほぼ同時に行われていた（3.4の表1を参照）。

これに関連して、その最初期に、（東京）帝国大学国語研究室の初代主任教授として国語学・国語政策を主導した上田万年と、昭和初期に京城帝国大学にあって国語学を講じていた時枝誠記という2人の国語学者の日本語政策に対する考え方を見ておきたい。

### 3.2 明治期の日本語政策観：上田万年の「国語」構想

ヨーロッパ留学からの帰国後（1894年以降）、帝国大学教授として国語学・国語政策を主導した上田万年は、日清戦争の最中に、「日本語は日本人の精神的血液なりといひつべし。日本の国体は、この精神的血液にて主として維持せられ、日本の人種はこの最もよき最も永く保存せらるべき鎖の為に散乱せざるなり。」（「国語と国家と」1894講演（上田1897: 12））と述べて、日本語の「国語」としての地位を明確にし、さらに、次のように言っている。

此国語のミガキアゲに尽力し、かくして畜に日本全国を通じての言語をつくり出すのみか、苟も東洋の学術、政治、商業等に関はる人々には、朝鮮人となく、支那人となく、歐洲人となく、米国人となく、誰でも知らんではならぬといふ、言はゞ東洋全体の普通語といふべき者をも、つくり出さうといふ大決心を有つ者であります。（「国語研究に就て」1894講演（上田1897: 29））

ここでは、「標準語制定という国内問題と国語の対外進出という国外問題とが、連続した過程として構想され」ている（イ 1999: 152）。上田は、さらに、20世紀に入ってから講演で、次のように述べている。

日本の言葉を早く統一してしまつて、日本語を覚えるに十年かゝつたものを、三年で覚えるといふやうに簡単にして、其の残りの七年を外部の事に向つて使ふといふやうにしなければならぬ。即ち日本語に十年かゝつた者を三年で覚えると同時に、残の四年で支那語を覚え、残の三年で英語を覚えるといふやうに、今迄一つ言葉を覚える時の間に、これからは三つの言語を覚えるやうにして往かなければ、中々競争場裡に立つことは出来ないのである。国語が統一したならば、其の言葉を支那に弘める、朝鮮に弘める、印度に弘めるといふことは、一つ考へて見る価値があらうと思ふ。…この国語問題は自国の国民を養成するためばかりでなく、一歩進んでは日本の言葉を亜細亞大陸に弘めて行く上に大いに關聯して居る。（「国民教育と国語教育」1902 講演（上田 1903: 82）

この講演で上田は、「今日の国民教育国語教育は、遺憾ながら其の上に、多くの欠点がある」（上田 1903: 72）と述べている。この認識は、「表記問題、さらには漢字の廃止などといった国語国字問題での上田の立場の根拠」となり、「日本語の海外普及を訴えることにもつながって」いる（東洋文庫版『国語のため』安田敏朗の解説 p. 476）<sup>(9)</sup>。

ところで、本稿では、「古来日本語母語話者が居住する地域」を便宜的に「日本」と呼んできているが、これには、かつて「内地」や「本土」などの呼び方も使われていた。ただし、旧憲法上の「内地」ないし「本土」は、「古来日本語母語話者が居住する地域」とは必ずしも一致しない。それは、大日本帝国憲法発布時（1889年）までに、日本の領土は、「延喜式ニ記載スル所ノ各州各島」＝「幕末までの幕藩制下で幕府法の法域内にあった領域」から、「前近代における日本の植民地」であった、北海道、



千島、小笠原、沖縄を含む領域にまで拡大し、これが「憲法上の『本土』『内地』」となった（大江 1992: 6）、すなわち、古来日本語が使用されていた（文語文の通用する）領域のみならず、アイヌ語や「琉球語」が話されている地域までもが、「内地」あるいは「本土」となったからである（なお、帝国憲法には、「領土」や「国語」に関する規定はなかった。現憲法にも、これらの規定はない）。

上田万年の「国語」の創出と対外進出との構想は、日本の「内地」が確定し、日本の支配地域が、さらに海外にまで拡大しようとする時期に示されたものといえる。

### 3.3 昭和初期の日本語政策観：時枝誠記の「国語」観

明治期に、（今日いう）「国語政策」と「日本語政策」とを連続するものとしてとらえる見方が生まれた。これは、植民地における日本語の他言語に対する優位性を、「内地」における「標準語」の方言に対する優位性と同一視して理論づけようという考えにつながる。昭和初期（1927年～1943年）に、植民地朝鮮の京城帝国大学にいた国語学者の時枝誠記は、「日本国家の言語」としての「国語」を、次のように規定している。

国家が統治上標準と認める国語は、日本語の全体ではなくして、その一部分である。従つて朝鮮語やアイヌ語が国家の標準的言語の外に置かれて居ると同様に、日本語の方言も亦標準的な言語とはいひ難いのである。国家政策或は国語教育の対象は常に或る選ばれた、価値的日本語である。（時枝 1940: 5）

時枝は、「日本国内」の日本語以外の言語と日本語の「方言」とを、ひとしく、非「標準的言語」とし、それらに対する「国語」の優位を主張する。この主張は、「内地」と植民地にしか通用しないなどの点で、主流にはならなかった（石 2005: 40）という<sup>(10)</sup>。

一方で、時枝は、「国語」に、「日本語的性格を持つた言語の総称」とい

うもう一つの意味を認めて、これを「国語学の対象」としている。

国語が日本語的性格を持った言語の総称とするならば、国語学の対象は口語文語はもとより、各地の方言、特殊社会の通語、海外にて使用せられる日本語、更に外国人によつて使用せられる日本語等に及ぶのであるが<sup>(11)</sup>、これに反して、たとへ日本国内にて使用せられるものであつても、朝鮮語、アイヌ語、台湾語の如きは国語学の対象として考へることは出来ない。それは大和民族の使用する言語でないからといふ理由ではなく、又国家が標準と認めないからといふ理由でもなく、それらは日本語的性格を持たない言語であるからである。この様に、国語学の出発点に於いて、その研究対象である国語の名義を、日本語的性格を持った一切の言語をいふといふ様に規定することは非常に重要なことである。(時枝 1940: 7)

時枝においては、「国語」に、「価値的日本語」と「日本語的性格を持った言語の総称」という2つの意味が与えられ、それが、「国家政策或は国語教育の対象」か、「国語学の対象」かによって、使い分けられている。前者の場合、植民地における「国語政策」を「内地」における「国語政策」の延長上にとらえることになる。日本語史で日本語政策を扱う場合には、この点に関して、慎重さが求められるであろう。この両者（今日いう「国語政策」と「日本語政策」と）を安易に同一視すれば、教育の実態に合わない<sup>(12)</sup>だけでなく、日本語以外の言語の存在を覆い隠してしまうことにもなりかねないが、そうかといって、両者を峻別すれば、その時代の趨勢が見えにくくなってしまうということもあるであろう。

### 3.4 日本語史における日本語政策の内容

日本語政策（日本語の普及）は、「内地」の国語政策の進展や、日本の支配地域の拡張に関わって推進されてきたという面がある。ここでは、日本語史において扱うべき日本語政策の主な内容（ポイント）を考えるた

め、日本語政策を、日本を取りまく情勢の移り変わりのなかで見てみたい。以下、表にまとめる形で大きな流れを示す。

まず、明治初年から1946年の日本国憲法公布までの期間における、日本語政策・日本語教育に関連する主な動きを、日本の支配地域の拡張、日本の国語運動・国語政策の展開などとともに、年表にして挙げておく（表1）<sup>(13)</sup>。

表1 日本語政策に関連する主な動きの年表（1869～1946）

年	主な出来事（日本の支配地域の拡張ほか）	国語政策・国語運動	日本語政策・日本語教育
1869 （明治2）	北海道設置。	南部義籌「修国語論」建議（漢字廃止ローマ字専用論）。	
1871 （明治4）	廃藩置県。 文部省設置。		
1872 （明治5）	学制発布。	森有礼「英語採用論」（ホイットニーあて書簡）。	
1875 （明治8）	千島樺太交換条約、千島領有。		
1876 （明治9）	小笠原領有確定。		
1879 （明治12）	琉球処分、沖縄県設置。		
1881 （明治14）			朝鮮より初の留学生3名来日（来日留学生の始まり）。
1883 （明治16）		かなのくわい発足（仮名文字専用論の団体）。	
1885 （明治18）		羅馬字会発足（ローマ字専用論の団体）。	
1886 （明治19）	学校令（小学校令、中学校令、師範学校令、帝国大学令など）発布。		
1887 （明治20）		言文一致運動本格化、二葉亭四迷「浮雲」発表（～1889年）。	

1889 (明治 22)	大日本帝国憲法発布。		
1890 (明治 23)	教育勅語発布。		
1894 (明治 27)	日清戦争勃発 (~1895年)。		
1895 (明治 28)	台湾領有。	上田万年『国語のため』刊行。	台湾で伊沢修二により「国語教育」開始。
1896 (明治 29)			清国より初の留学生 13 名来日。 ハワイ・ホノルルに日本人学校開設。
1899 (明治 32)	「北海道旧土人保護法」制定。		このころ、台湾で日本語教授に直接法を研究・導入 (1913 年頃 全的に採用)。
1900 (明治 33)		小学校令改正, 国語科成立, 仮名字体統一・「字音仮名遣」改正・漢字節減等を規定 (1908 年削除)。	
1901 (明治 34)			『台湾公学校用書国民読本』で表音式「仮名遣法」採用 (1913 年 歴史的仮名遣いに変更)。
1902 (明治 35)	学齡児童の就学率が 90% 超に到達。	国語調査委員会発足 (音韻・方言等を調査)。	アメリカ・シアトルに国語学校開設。
1903 (明治 36)		小学校国定教科書制度確立, 『尋常小学読本』編纂 (翌年採用)。	
1904 (明治 37)	日露戦争勃発 (~1905年)。		中国・遼東半島に日本語教育を行う初等教育学校開設。
1905 (明治 38)	南樺太領有, 関東州 (中国・遼東半島南端) 租借, 南満洲鉄道 (満鉄) の経営権獲得。 韓国保護条約調印。		

1906 (明治 39)			関東州・満鉄附属地の「公学堂」（初等教育）で「日本語」必修化。 韓国の「普通学校」（初等教育）で「日語」必修化。
1907 (明治 40)	沖縄県学齢児童の就学率が90%超に到達。		ベトナムより留学生100名来日。
1909 (明治 42)			権太に「教育所」（初等教育）開設。
1910 (明治 43)	韓国併合。「朝鮮」と改称。 アイヌ学齢児童の就学率が90%超に到達。		朝鮮で「日語」を「国語」と改称。
1911 (明治 44)			朝鮮で日本語教授に直接法を導入（その後、各地に普及）。
1912 (明治 45 / 大正 1)			朝鮮の『普通学校国語読本』で表音式「仮名遣法」採用（1942年 歴史的仮名遣いに変更）。
1914 (大正 3)	第一次世界大戦勃発（～1918年）、日本参戦、南洋群島占領。		南洋群島各地に小学校開設、「国語教育」開始。
1915 (大正 4)			ブラジル・サンパウロに日系児童のための小学校開設。
1921 (大正 10)		臨時国語調査会発足（1934年廃止、国語審議会発足）。	
1922 (大正 11)			「台湾教育令」（第二次）、「朝鮮教育令」（第二次）公布（内地人との「共学」を容認）
1923 (大正 12)	関東大震災。	「常用漢字」1962字、略字154字決定（震災で実現せず）。	
1924 (大正 13)		「仮名遣改定案」発表。	
1931 (昭和 6)	満洲事変勃発。		
1932 (昭和 7)	「満洲国」建国。		

1934 (昭和 9)			国際文化振興会設立（日本語普及事業を展開，国際交流基金の前身）。
1935 (昭和 10)			国際学友会設立（来日留学生に日本語教育を実施）。
1937 (昭和 12)	盧溝橋事件，日中戦争全面化。	「国語ノローマ字綴方」（訓令式）公布。	「満洲国」で日本語を「国語」の1つとして制定。台湾・朝鮮で「皇民化政策」，「国語常用運動」を推進。国際文化振興会，日本語海外普及に関する協議会開催（翌年まで3回開催）。
1938 (昭和 13)	「東亜新秩序」表明。興亜院設置（1942年廃止，大東亜省設置）。		
1939 (昭和 14)			日語文化協会設立（日本語の海外普及を推進）。文部省，国語対策協議会開催，「外地」の日本語教育関係者が参加。
1940 (昭和 15)	「大東亜共栄圏」提唱。		文部省に国語課設置（日本語教育を管轄）。日語文化協会に日本語教育振興会設立（翌年文部省に設置，日本語教育を統括）。
1941 (昭和 16)	太平洋戦争勃発。		アメリカ陸軍・海軍語学校で日本語教育開始。
1942 (昭和 17)			日本軍政下の東南アジア各地で日本語教育開始。日本語教育振興会，南方派遣日本語教育要員養成講座開講。
1943 (昭和 18)			日本語教育要員の派遣，フィリピンから開始。国際学友会，南方特別留学生受け入れ。
1945 (昭和 20)	ポツダム宣言受諾，日本敗戦。		
1946 (昭和 21)	日本国憲法公布（翌年施行）。	「現代かなづかい」，「当用漢字表」公布。	

表1からは、日本語政策に関連して、地域間（「内地」、植民地、軍事占領地などの間）における相互の影響が垣間見られる。その主なもの、3つについてふれておく。

### (1) 同化政策

北海道や沖縄は、「憲法上の『本土』『内地』」であったが、「帝国憲法施行後も法令の施行面で差別が残され」ており、これらの地における統治政策が「台湾領有以後の植民地統治政策の策定に大きな影響をあたえ」た（大江1992: 6）とされる。北海道のアイヌ民族や沖縄の人々に対しては、日本人への同化（日本人化）政策がとられ、学校教育において、現地語（民族語）が禁止され、「国語」として、（標準的な）日本語だけが教えられた（山本2000: 65, 浅野1991: 214）。児童の就学率は、当初はいずれも低かったが、沖縄では、日清戦争における清の敗北（1895年）が「大きな心理的変化をもたらし」、「一九〇七年までには全体でも九三パーセントにまで上昇し」（小熊1998: 39）、北海道では、「北海道旧土人保護法」制定（1899年）などによる「『近代アイヌ教育制度』成立以来、特設アイヌ学校〔行政上の通称は『旧土人学校』〕の設置とあいまって、アイヌ児童の就学率、出席率は急速に上昇した。官庁統計によるならば、一九〇〇年頃ではどちらも三〇％程度であったものが、一九一〇年代のうちに九〇％を超え」た（小川1997: 10）。同様の「同化政策」は、台湾や朝鮮などの植民地においてもとられ、「日本語の普及は、日本人化のためのもっとも重要な手段」とされた（石2005: 249）<sup>(14)</sup>。とはいえ、それは、「台湾と朝鮮の人々に日本本土と同じ市民的自由や平等な経済的機会を与えること」には向かわず、「政府内の主流は、植民地住民の進歩や啓蒙は帝国内部で定められた二等臣民を逸脱するべきではないという点で一致していた。このため、明治国家の教育政策を植民地に適應するにあたっては、道徳教育と国語教育を通じて、忠誠心を養い日本人と同じ外観を整えることが主眼とされ、中等以上の教育も職業上の専門技術の習得だけに限られた」（ピーティ―2012: 223）とい

う。このような教育政策に対し、台湾・朝鮮では、教育の機会均等・拡充を求める動きが起り、1922年に至って、両地域において、民族の違いではなく、「国語常用者」かどうかによって教育を分けることを定めた、新しい「教育令」（第二次）が公布された（『官報』2852号（1922年2月6日）、林2004: 170）。その後、日中戦争の勃発した1937年からは、両地域で、強制的な日本人化をめざす「皇民化政策」が推進されるようになり、「国語常用運動」が展開され、台湾では初等教育の義務化（1943年）も実施された（藤森2016: 47、森田1987: 124、鄭2014: 141-142）。

## （2）仮名遣い

文字表記の改革は「内地」でも大きな問題であったが、植民地や軍事占領地では、日本語教授の効率化をはかるため、「内地」以上に進んだ文字表記（表音式仮名遣いなど）が採用された。「内地」では、「小学校令施行規則」（1900年）で、「新定ノ字音仮名遣」として、「おー」、「こー」、「そー」などの、いわゆる「棒引仮名遣」が公布され（『官報』5141号1900年8月21日）、国定教科書の『尋常小学読本』（1904年から使用）に採用されたが、1908年の「文部省訓令」で、この規程は「削除」された（『官報』7561号1908年9月7日）。台湾では、第一期の『台湾公学校用書国民読本』（1901年から使用）に、たとえば、オ列の長音が「オオ（応）」、「コオ（公）」、「ソオ（宋）」などのように記される表音式の「仮名遣法」が採用されたが（台湾総督府民政部総務局学務課1902: 47）、第二期の『公学校用国民読本』（1913年から使用）からは歴史的仮名遣いに改められた（陳2005: 64）。朝鮮では、第一期の『普通学校国語読本』（1912年から使用）から、表音的な「普通学校用仮名遣法」が使われた（後に、臨時国語調査会の「仮名遣改訂案」（1924年）にならい、一部変更）。この仮名遣いは、戦後の「現代かなづかい」（1946年公布）に近いものであったが、1942年の教科書から歴史的仮名遣いに変更された（上田2001: 16, 40）。その後、日本の支配地域が広がり、日本語教育を行う地域が拡大



するとともに、日本語の表記法が大きな問題になった<sup>(15)</sup>。「南方諸地域にはカナをもつてし、字音は発音式でというのが定論といつてよい状態にあつた」が、海外向けの雑誌や日本語教科書の仮名遣いについては、さまざまなものが使用された（平井 1949: 360-361, 368-369）<sup>(16)</sup>。

### (3) 日本語教授法

日本語教授法については、台湾における研究・実践が、その後の各地における日本語教育に大きな影響を与えている。台湾では、当初、日本語を台湾語に訳して教える「対訳法」が用いられていたが、1899年ごろから、台湾総督府の国語講習員だった山口喜一郎らによって、日本語だけで日本語を教える「直接法」が研究・実践されるようになり、1913年ごろに、「純然たる直接法」に移行した（山口 1933: 468, 国府 1939: 399）<sup>(17)</sup>。直接法は、その後、山口らによって、朝鮮、関東州・満鉄附属地、「満洲国」、中国にも広まり、さらに、東南アジアでも活用されるようになった<sup>(18)</sup>。この間、とくに中国人向けの日本語教育について、山口らの直接法に対して、「頑固な直接教習に拘泥して、文化理解を忘れてゐる」などという批判もあり（山口 1943: 240）、「対訳法」（「速成式教授法」）や「文化理解のための日本語教授」などの提唱者との間に、論争が展開された（日野 1942: 64, 大出 1942: 19, 国府 1943: 210）。直接法は、現在でも、とくに国内の日本語教育機関において主要な教授法となっている。

つづいて、日本が領有、あるいは進駐・占領し、日本語教育を行った地域について、概要を示しておく。表2に、各地域の面積・人口を挙げ（日本（「内地」）・台湾・朝鮮・樺太・関東州・南洋群島については、初等教育学校への就学率も（一部日本語の普及率も）併せて挙げる）、表3に、大きく3つに分けた地域（植民地・中国・東南アジア）の、それぞれにおける、「支配開始の時期」、「支配形態」、「日本語の席次」、「日本語教育の『統一原理』」を、先行研究によって、一覧にしたものを挙げておく。

表2 日本の支配地域

地域 <sup>ア</sup>	面積 (千 km <sup>2</sup> )	人口 (千人)	初等教育学校への就学率	日本語の 普及率
日本 (「内地」)	382.6	71,420	99.63% <sup>イ</sup>	—
台湾	36.0	5,872	内地人 99.62% 本島人 71.17% 高砂族 83.38% 合計 71.31% <sup>ウ</sup>	57.02% <sup>エ</sup>
朝鮮	220.8	24,326	内地人 99.87% <sup>キ</sup> 朝鮮人児童 54.5% (男 75.5%/女 33.1%) <sup>カ</sup>	19.94% <sup>ク</sup>
樺太	36.0	415	99.78% <sup>ク</sup>	—
関東州	3.5	1,367	小学校 99.6% <sup>ケ</sup> 公学堂・普通学堂 51.31% (男 72.38%/女 39.15%) <sup>コ</sup>	—
南洋群島	2.1	131	邦人児童 96.59% 島民児童 56.59% (男 59.25%/女 53.68%) <sup>サ</sup>	— <sup>シ</sup>
中国				
満洲国	1,303.1	43,203	—	—
蒙古連合自治政府	615.4	5,508	—	—
中華民国臨時政府	602.7	116,306	—	—
中華民国維新政府	350.1	78,644	—	—
東南アジア				
仏領インドシナ	630.0	23,854	—	—
タイ	620.0	15,718	—	—
英領マレー	136.1	5,330	—	—
英領ボルネオ	211.3	931	—	—
蘭領インド(インドネシア)	1,904.3	60,727	—	—
フィリピン	296.3	16,000	—	—
ビルマ	605.0	16,119	—	—
計	7,955.2	485,871	—	—

<sup>ア</sup> 地域・面積・人口は、小林 (1988: 43) による。人口は、日本 (「内地」)・台湾・朝鮮・樺太・関東州・南洋群島・満洲国は 1940 年の国勢調査による (大蔵省管理局 1985: 92)。その他の地域の人口は、1930 年代末頃のものと思われる (岡部 1979: 103)。

<sup>イ</sup> 1939 年度 (文部大臣官房文書課 1946: 6 「学齢児童百人中就学累年比較 (既ニ就学ノ始期ニ達シタル者) 市町村全体)。

<sup>ウ</sup> 1944 年 3 月末日現在 (台湾総督府 1945: 39 「就学率」)。

<sup>エ</sup> 1941 年 4 月末現在 (台湾総督府 1942: 132 「国語解者百分比」)。なお、藤森 (2016: 330) は、「統治末期には、日本語の理解度に検討の余地を残すが、八〇%近い国語普及率を達成した。」とする。

<sup>キ</sup> 1937 年度 (内閣統計局 1941: 152 「学齢児童」の「就学」, 「不就学 (猶予及免除)」により計算)。

<sup>カ</sup> 1942 年度 (上田 1943: 203 「朝鮮人学齢児童就学率」)。なお、古川 (2007: 155) の推定によれば、1943 年度における朝鮮人学齢児童の「公立普通学校」(初等教育) への就学率は、男 61.8%、女 29.4% である。

<sup>ク</sup> 1942 年末 (朝鮮総督府 1943: 附録 9 「国語を解する朝鮮人」)。なお、森田 (1987: 128) によれば、1943 年末における「国語を解する朝鮮人」の割合は、22.15% である。

- <sup>ノ</sup> 1937年度（内閣統計局 1941: 152「学齢児童」の「就学」、「不就学（猶予及免除）」により計算）。なお、樺太庁（1939: 22）の「種族別戸口」によって計算すると、1937年末の樺太の「種族別人口割合は、内地人」97.4%、「朝鮮人」2.0%、その他の「種族」（アイヌ人、オロクコ人など）0.5%であった。
- <sup>ケ</sup> 1935年度のものと思われる（関東局 1936: 177「日本人教育」）。
- <sup>コ</sup> 1939年度（大石 1942: 80「就学歩合」）。なお、日本人は「小学校」、中国人は「公学堂」（都會地）か「普通学堂」（地方農村漁村）に入学した。
- <sup>サ</sup> 1935年4月末日現在（南洋群島教育会 1938: 689「邦人児童就学歩合」、695「島民児童就学歩合」）。
- <sup>シ</sup> 麻原（1942: 97-98）によると、「勿論すべての島民が国語を解するわけではないが、十歳前後から四十歳前後迄の年齢のものならば、男子に於て七、八割、女子に於て四、五割は簡易なる国語を解すると見てよい」という状況だったという。なお、「1965年国連提出資料」（米調査）によると、「日本語をしゃべるミクロネシア人」は、27.2%（5～14歳 2.4%、15～24歳 11.9%、25～44歳 59.8%、45歳～33.2%）であった（朝日新聞 1967/07/06夕刊）

表3 日本の支配地域における日本語・日本語教育

地域 (領有, 進駐, 占領の年)	支配開始の 時期 <sup>ア</sup>	支配形態 <sup>イ</sup>	日本語の席 次 <sup>ウ</sup>	日本語教育 の「統一原 理」 <sup>エ</sup>
台湾 (1885 領有) 朝鮮 (1905 保護国, 1910 併合) 樺太 (1905 領有) (関東州 (1905 租借)) <sup>ア</sup> 南洋群島 (1914 占領, 1920 委任統治)	「民族独立 運動」対 しての配慮 がない時期	直轄植民地	「国語」(他 民族の言語 の使用は制 限・禁止)	「皇国民と しての化育 のための日 本語教育」
中国 満洲国 (1932 建国) 蒙古連合自治政府 (1937 占領) 中華民国臨時政府 (1937 占領) 中華民国維新政府 (1938 占領)	「民族自決」 への一定の 配慮が必要 とされるよ うになった 時期	傀儡政権 （「東亜新秩 序」の範囲）	第一「満洲 国語」(国 語の一)  「東 亜 語」 (東アジア の共通語) <sup>カ</sup>	「興亜精神 滲透のため の日本語教 育」
東南 アジア 仏領インドシナ (1940 進駐) タイ (1941 進駐) 英領マレー (1942 占領) 英領ボルネオ (1942 占領) 蘭領インド (インドネシア)(1942 占領) フィリピン (1942 占領) ビルマ (1942 占領)	「民族運動」 への配慮を 示すことが 要請される ようになった 時期	軍事占領地 （「大東亜共 栄圏」）		「大東亜民 族団結ため の日本語 教育」

<sup>ア</sup> 安田 (1997: 20)。 <sup>イ</sup> 大江 (1992: 16)。 <sup>ウ</sup> 小沢 (1971: 4)。 <sup>エ</sup> 釘本 (1944: 128)。

<sup>ア</sup> 関東州は、「直轄植民地」ではなく、日清条約により清国から租借権を得た租借地（「満洲国」建国後は「満洲国」からの租借地）であり、日本語は、「国語」ではなかった（初等教育で、「日本語」は「中国文」（当初の名称は「漢文」とともに教えられた）。この状況は、同じく清国から所有権・行政権を得た南満洲鉄道附属地（「満洲国」建国後は「満洲国」に行政権が移る）でも同様であった（ただし、科目名称は、当初は「中国文」、後に「中国語」（嶋田 1935: 119, 125, 竹中 2000 a: 183-84, 213, 269, 293, 竹中 2000 b: 45, 111）。

<sup>カ</sup> 華北占領地・マレー・シンガポール・ジャワ・フィリピンなどでは、学校教育において、現地語とともに「日本語」が必修科目とされた（徐 1996: 265, 松永 2002: 18, 爪哇軍政監部総務部調査室 1944: 21, 木村 1991: 150）。フィリピンでは、日本語は、タガログ語とともに「公用語」とされた（宮脇・百瀬 1990: 83 (74)）。ビルマでは、日本語学校の設置によって、日本語の普及が行われた（多仁 2000 : 198）。

ここでは、上の内容についての説明は省くが、日本語史における日本語政策（日本語の普及）の内容（ポイント）としては、表3に載せたような大きな流れを示すことが必要ではないかと思う。

#### 4. おわりに

先に述べたように、明治中期～昭和戦前・戦中に日本語の普及・進出がはかられたほとんどの地域（海外）において、日本の敗戦とともに日本語は放棄されるようになった。一部の、日本語（いわゆる「残留日本語」）が共通語として残った地域においても、その言葉は、次の世代には継承されていない（渋谷・簡 2013: 106）。しかし、今日、それとほぼ同じ地域（東アジア、東南アジア）において、日本語は、多くの人々によって学ばれている。国際交流基金の「2015年度日本語教育機関調査」によれば、世界137か国・地域で3,655,024人の人々が日本語を学んでいるが、そのうちの1,763,420人（48.2%）が東アジアの人々、1,094,437人（29.9%）が東南アジアの人々である（国際交流基金 2017: 7, 10）。こういう流れなども、現代語に軸足を置いて、日本語の歴史を世界史の中に位置づけるという立場に立った「日本語史」の中に記述されるべきものではないかと思う。

#### 《注》

- (1) 歴史言語学の類義語に、「通時言語学」がある（「通時」は、「共時」に対比される、ソシユール概念）。両者の違いについて、大木（2013: 8-9）は、歴史言語学では、「①過去の言語はいかなる姿をしていたのか。②言語はどのように変化するのか。③言語はなぜ変化するのか。」が問われるが、このうち、「②・③が通時言語学の問い」（「①が共時言語学の問い」）になっている。ソシユールは、「言語の共時的な視点からは、まったく異なるシステムが時代の数だけたくさん存在しますが、…通時的な視点において

は、事象の系列がシステムを条件付けはしますが、システムとは何の関係もありません。」（ソシュール 2007: 142）と述べ、「通時的な視点」においては、「システム」は扱われなとしている。

- (2) ここでは、日本語の通史を扱い、タイトルに「日本語の歴史」、または「日本語史」（「日本語全史」を含む）をもつもの（三木 1942, 三木 1954, 土井 1959, 亀井 1963~1966, 沖森 1989, 佐藤 1995, 渡辺 1997, 山口 1997, 坂梨 2001, 近藤 2005, 山口 2008, 真田 2009, 沖森 2010a, 沖森 2010b, 沖森 2017）を調べた。特定の時代や分野、テーマだけを扱っているものや、タイトルが「国語史」のものなどは、対象としていない。なお、小松（2001: 18-19）は、「日本語史」と「国語史」とについて、「日本語史とは、日本語を多くの言語のひとつとして客観的に捉える立場からみた日本語の歴史であり、国語史とは、日本語を、わが国の言語、我々日本人の言語として捉える立場からみた日本語の歴史である。」と定義し、さらに、「国語史研究が近世の国学の流れを濃厚に継承しているのに対して、日本語史研究は、言語学の方法に基づく研究である。ただし、近年は、旧来の国語史の内容をそのままにして、名称だけを日本語史と改める風潮が顕著に認められる。」と述べている。
- (3) (a2) には、渡辺実『日本語史要説』などがある。同書の「序」には、「日本語の大きな動きと見なし得るものを採り上げて、その動きの背後にはたらいたもの、その動きが日本語の動きとして持つ意味、といったものを探ることに力点を置く。」とある（渡辺 1997: 3）。一方、(b) には、亀井孝ほか『日本語の歴史』（全 8 巻）がある。同シリーズは、日本語の「担い手」（「日本民族」）を主体として、「民族の言語生活の歴史」を記述しようと試みており、その第 1 巻冒頭の「刊行のことば」には、「日本語をとおして、文化を創り、思想を育て、芸術を開化させた民族の生命力を、私たちはここに描きだすのである。」とある。(b) に関連して、時枝誠記は、「国語の歴史は、即ち国語生活の歴史であり、更にそれは、国語形態の総合の歴史でなければならない。国語史は、『読む行為』『話す行為』等に関する個別的な国語形態史でもなければ、また各形態の要素である音韻、文字、語彙、語法等に関する国語要素史でもないのである。」と述べている（時枝 1976: 75）。
- (4) 総合的な研究をいくつか挙げると、日本語教育史については、関（1997）、木村（1991）（地域別に、各地域の専門家によって記述されている）など、植民地教育史・言語政策史については、駒込（1996）、安田（1997）などがある。

- (5) かつて日本が統治した地域のうちには、日本語の教育を受けた世代の人々の間で日本語（いわゆる「残留日本語」）が使われつづけている地域もある。たとえば、台湾には、リンガフランカとして日本語（変種）が使われている地域があるが、これも、話し手の高齢化によって、消えつつあるという（渋谷・簡 2013: 106）。また、日本から移民として海外（ハワイ、北米、中南米など）へ渡った人々の子孫（日系人）の使用する言語も、現地語・日本語のバイリンガル状態を経て、現地語に移っているという（渋谷・簡 2013: 30）。ブラジルをはじめとする南米地域では、最近まで、日系コミュニティ内での、「日本語と日本文化の継承」を目的とする日本語教育が広く普及していたが、近年では、日系人と非日系人との婚姻などによって、家庭内での日本語使用が減少しているという（国際交流基金 2017: 35）。
- (6) 小松（2001）、および沖森（2018）所収の論文では、日本語の普及は扱われていない。なお、沖森（2018）の「序」（本文中の引用部分の直前）には、「日本への漢字の本格的な伝来は、後漢滅亡後の混乱した中国を背景として、四世紀末に高句麗が朝鮮半島を南へと侵攻していったことに起因する。また、ポルトガル語に始まる外来語の使用は、ルターの宗教改革に対抗したイエズス会の活動に基づく出来事であり、幕末明治期における新漢語の出現は、ヨーロッパの帝国主義に対抗するべく、広く洋学を摂取しようとしたことを背景としている。」とある。
- (7) たとえば、沖森（2017）の「第六章 近代——明治以降」には、「2 文字表記—文字施策が滲透する」という節が立てられている。
- (8) 安田（2010: 133）は、「そもそも『日本語政策』というものの『歴史』が存在するのだろうか。」という疑問を提出し、「戦前、日本語を『大東亜共栄圏の共通語』たらしめんとしていた時期にあつてすら、『日本語政策』という用語はもちろん、そう総称できるような施策は存在しなかった。」「支配地域によって政策主体が異なり、その政策理念も同一ではなかった。」と述べている。一方、石（2005: 34）は、日本の「植民地言語政策」について、「古典帝国主義諸国の場合にくらべ、言語的立法措置などの面において、日本のそれが極端に貧弱だった」ことなどを指摘しつつも、「台湾統治をはじめ、朝鮮、満洲国など、一定期間、相対的に安定した統治をしいた地域において、政策主体に錯綜した側面と事情があつたにせよ、組織的、かつ大規模な言語面での統制が行われ、学校教育をはじめ、法律用語や公用語の領域、とりわけ軍隊用語の面で、計画的に日本語の普及がはかられたという事実は、明白にその言語施策が存在したことを示している。」としている。

なお、「言語政策」、「国語政策」について、今日では、「『言語政策』とは、複数の言語が使われているという認識、母語を話す権利を守るという理念、母語を使うということが基本的人権に属するという言語観、これらの下に生まれるものである。日本語という一言語での問題は、広い意味では言語政策の問題と言えるが、『言語政策』とは区別され、『国語政策』と位置づけられる。」（柳澤 2008: 234）などとされるようである。

- (9) 時代が下り、昭和の戦前・戦中になると、上田万年と同様の、日本語の海外進出・普及と結びつけて、国語・国字問題の解決をはかろうとする主張が多く見られるようになる。たとえば、佐久間鼎は、「今、日本語の海外普及が新しい関心事として登場するに至つて、日本語の現状の改善・整頓・統制の事が再び痛切な問題として表面にあらはれてきました。…この機運において、わが日本語の統制、整頓、さうしてその規格の決定による健康的な標準語を制定するために、即時有効な手段を講じるやうに国家ならびに国人一般に要請すべきことはいふまでもありません」（佐久間 1941: 18-19）という考えを示している。また、三木幸信『日本語の歴史』は、「満洲事変以来、急激に日本語の重要性が日本国体の明徴と国民の自覚に伴つて強調せられるやうになつたが、独り内地のみならず、大陸に於てもその国語政策の必要が痛感される。之が海外普及にはどうしても日本語の諸問題の解決こそ急務である。」（三木 1942: 211）と述べている（同書は、「国立国会図書館サーチ」の結果（2018年10月現在）によると、「日本語の歴史」あるいは「日本語史」を含むタイトルをもつ最も古い書籍である。「国語史」をタイトルに含む書籍には、さらに古いもの（吉沢義則『国語史概説』立命館大学出版部 1931 など）がある）。
- (10) 安田（2000: 372-373）は、時枝の、言語を「主体的表現行為の一形式」とし、「主体」（話し手）、「場面」、「素材」の3つを「言語の存在条件」とする「言語過程説」において、「主体」や「場面」があいまいに設定されてしまったために、「しいて解釈すれば朝鮮人は日本という『国家』に所属している『場面』において発話をおこなおうとすると、『国家的価値』という側面から『国語』を『主体的』に選択して発話する、ということにはなる」、「その延長線上で『国語において楽しむ』という形で『母語化』をせよという主張にいたる」と述べて、これを「『言語過程説』の政策的応用」としている。
- (11) これに関連して、『標準日本語発音大辞典』（1944）は、「第三篇 同音異語各地方言 アクセント比較語例集」に、東京・広島・大阪・伊勢とともに、台湾のアクセントを載せるなど、植民地で話されている日本語を方言とし

て扱っている。

- (12) たとえば、蔡 (1989: 333) は、植民地台湾において行われた「国語教育」について、「本島人 [台湾人] は日本の国籍を有し、日本語を『国語』として教育されてきたが、政治的条件を外せば、『国語』は所詮外国語であって、本島人は所詮異民族であったのである。異民族に日本語を『国語』として教える。この教育は『国語教育』なのか。日本語教育なのか」という疑問を提示して、言語生活、学校制度、教授法などの面を検討し、「本島人に対する『国語教育』と内地人に対する『国語教育』とは本質的に違い、本島人教育は『国語教育』の名のついた日本語教育である」と断定している。
- (13) 主に、『新版 日本語教育事典』の「日本語教育史年表」、真田 (2009) の「日本の言語計画関連年表」、河路 (2011) の「関連年表」による。「学齡児童の就学率」については、文部省 (1972: 321)、沖縄県警察部 (1907: 436)、小川 (1997: 10) による。仮名遣いについては、『官報』5141号 (1900年8月21日)、『官報』7561号 (1908年9月7日)、『読売新聞』1924年12月26日～27日、台湾総督府民政部総務局学務課 (1902)、陳 (2005: 65)、上田 (2001: 16, 40) による。日本語教授法 (直接法) については、山口 (1933: 巻頭言 3, 468) による。「皇民化政策」、「国語常用運動」については、鄭 (2014: 141-142)、藤森 (2016: 47) などによる。
- (14) 沖縄やアイヌにおける「同化政策」の形成には、台湾領有の影響があるという。高木 (1994: 167) は、「同化主義の議論の始まるのはまさに、日本が初めて植民地台湾を領有する日清戦争を契機としてである。…植民地領有を契機とする『同化』政策の登場は何をもたらずのか。結論から述べれば、アイヌ民族に対する近世期以来の『日本人』への同質化政策の枠組みを継承し、植民地を視野においた異民族統治としての普遍的視角を確立することにある。」とし、藤澤 (2000: 222-223) は、「植民地台湾が『野蛮』として差別化されることによって、かつて『化外の民』とされた沖縄人が植民地台湾の支配者である『日本人』・『大和民族』 = 『文明』へと『同化』していくことが正当化された」と述べている。
- (15) 「新聞雑誌にあらわれた所論も、太平洋戦争初期は日本語の海外進出普及を中心とした国語問題や国語教育がにぎやかにとりあげられた」が、その後、「国語国字改良反対の反動団体たる『日本国語会』の「はげしい反動運動」以来、低調になったという (平井 1949: 376, 535)。
- (16) 政府の方針 (1943年9月28日の「閣議諒解事項」) は、「醇正ナル日本語」の普及で、仮名遣いについては、歴史的仮名遣いを用いるというものであった (石井 1984: 13)。



- (17) 台湾における「国語」（話し方）の教育には、1921年ごろから、「児童の発表創造」を重んずる「構成式話し方教授法」が取り入れられた（国府1939: 493, 501, 平松1942: 147）。これには、「内地」の国語教育の影響もあったようである（赤木2016: 182-190）。「構成式」は、「内地」の「綴り方」においては、文章を構成する「工夫」（「文段配置の型」）のことであったが（平野1915: 254, 258）、台湾の「話し方」においては、「児童の態度」、あるいは「教育思潮」を指して用いられたようである（国府1939: 501, 平松1942: 148）。
- (18) 小熊（2000: 64）によれば、「この教授法を支持した教員たちの間には、『日本精神』は民族の『精神的血液』である『国語』によってのみ伝達できるものであり、言語に宿る精神を対訳によって注入することは不可能であるという認識があった。これは同時に、『国語』教育はすなわちそれじたい『精神の日本化』の役割を果たすはずであるという思想を伴っていた。この発想が、外国文字である漢字を排斥し、表音的仮名遣いを採用しようとする動きと連動していたのである。」という。山口喜一郎は、「直接法は最初から形式内容の一如たる言葉の形象を第一におき、言葉を如実に体得し、真心と真事と真言とを一貫的に習得することを本領とする…言語的で同時に教育的であつて、真に当の外国語の内容を理解し得るのである。」と述べている（山口1943: 243）。

#### 〈引用文献・参考文献〉

- 赤木奈央（2016）『「構成式話し方教授法」の成立とその意義：日本統治時代の台湾の大正期及び昭和期の話し方教育を中心に』 拓殖大学大学院言語教育研究科言語教育学専攻博士論文
- 阿久津智（2019 予定）「日本語政策」沖森卓也監修、木村義之編『シリーズ日本語史 第7巻 大正時代・昭和前期の日本語』（仮題）朝倉書店
- 浅野誠（1991）『沖縄県の教育史』 思文閣出版
- 麻原三子雄（1942）「南洋群島に於ける国語教育」朝日新聞社編『国語文化講座 第六巻 国語進出篇』朝日新聞社（復刻版 冬至書房1998）
- 石井均（1984）「日本軍政下における東南アジア地域の教育：日本語教育について」『岡山県立短期大学研究紀要』28 岡山県立短期大学
- イヨンスク（1999）『「国語」という思想』 岩波書店
- 上田万年（1897）『国語のため』（訂正再版）富山房（1895 初版、復刊 安田敏朗校注『国語のため』（東洋文庫）平凡社2011）
- 上田万年（1903）『国語のため 第二』 富山房（復刊 安田敏朗校注『国語のため』

- (東洋文庫) 平凡社 2011)
- 上田崇仁 (2001) 『植民地朝鮮における言語政策と「国語」普及に関する研究』  
関西学院大学出版会
- 上田龍男 (李泳根) (1943) 『すめら朝鮮』 日本青年文化協会
- 大石初太郎 (1942) 「関東州の日本語教育」 朝日新聞社編 『国語文化講座 第六  
巻 国語進出篇』 朝日新聞社 (復刻版 冬至書房 1998)
- 大出正篤 (1942) 「日野氏の『対訳法の論拠』を讀みて：日本語教定漫言その四」  
『日本語』 2-7 日本語教育振興会 (復刻版 冬至書房 1988)
- 大江志乃夫 (1992) 「東アジア新旧帝国の交替」 大江志乃夫ほか編 『岩波講座  
近代日本と植民地 1 植民地帝国日本』 岩波書店
- 大木一夫 (2013) 『ガイドブック日本語史』 ひつじ書房
- 大蔵省管理局編 (1985) 『日本人の海外活動に関する歴史的調査 通巻第一冊 総  
論の一』 高麗書林 (1947 脱稿, 1950 完成)
- 岡部牧夫 (1979) 「日本ファシズムの植民地支配」 今井清一編 『体系・日本現代  
史 第2巻 15年戦争と東アジア』 日本評論社
- 小川正人 (1997) 『近代アイヌ教育制度史研究』 北海道大学図書刊行会
- 沖縄県警察部編 (1907) 『明治三十九年 明治四十年 沖縄県統計書』 沖縄県警察  
部
- 沖森卓也編 (1989) 『日本語史』 桜楓社
- 沖森卓也 (2010a) 『はじめて読む日本語の歴史』 ベレ出版
- 沖森卓也編 (2010b) 『日本語史概説』 朝倉書店
- 沖森卓也 (2017) 『日本語全史』 筑摩書房
- 沖森卓也編 (2018) 『歴史言語学の射程』 三省堂
- 小熊英二 (1998) 『「日本人」の境界：沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮植民地支配か  
ら復帰運動まで』 新曜社
- 小熊英二 (2000) 「日本の言語帝国主義：アイヌ、琉球から台湾まで」 三浦信  
孝・糟谷啓介編 『帝国主義とは何か』 藤原書店
- 小沢有作 (1971) 「日本植民地教育政策論：日本語教育政策を中心にして」 『人  
文学報 教育学』 7 東京都立大学人文学部
- 亀井孝・大藤時彦・山田俊雄編 (1963~1966) 『日本語の歴史』 1~7・別巻 平  
凡社 (復刊 2006~2008)
- 樺太庁編 (1939) 『樺太要覧 昭和十三年』 樺太庁
- 河路由佳 (2011) 『日本語教育と戦争：「国際文化事業」の理想と変容』 新曜社
- 関東局編 (1936) 『関東局施政三十年史』 関東局
- 木村宗男編 (1991) 『講座日本語と日本語教育 15 日本語教育の歴史』 明治書院

- 釘本久春（1944）「日本語普及史の諸問題」『戦争と日本語』龍文書局（復刻版 冬至書房 2008）
- フィリップ・グッデン、田口孝夫監訳（2012）『物語英語の歴史』悠書館（原著 2011）
- David Crystal、西出公之編注（2000）『A HISTORY OF THE ENGLISH LANGUAGE 〈英語の歴史〉』成美堂（原著 1997）
- 国府種武（1939）『日本語教授の実際』東京書籍（復刻版 冬至書房 1998）
- 国府種武（1943）「文化理解のための日本語教授」国語文化学会編『外地・大陸・南方日本語教授実践』国語文化研究所（復刻版 冬至書房 1996）
- 国際交流基金（2017）『海外の日本語教育の現状：2015年度日本語教育機関調査より』国際交流基金（国際交流基金のウェブサイトで閲覧（2018年10月））。
- 小林英夫（1988）『大東亜共栄圏』（岩波ブックレット シリーズ昭和史 No.7）岩波書店
- 駒込武（1996）『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店
- 小松英雄（2001）『日本語の歴史：青信号はなぜアオなのか』笠間書院
- 近藤泰弘・月本雅幸・杉浦克己編（2005）『新訂 日本語の歴史』放送大学教育振興会
- 斎藤純男・田口善久・西村義樹編（2015）『明解言語学辞典』三省堂
- 蔡茂豊（1989）『台湾日本語教育の史的研究』東呉大学日本文化研究所
- 坂梨隆三・月本雅幸編（2001）『日本語の歴史』放送大学教育振興会
- 佐久間鼎（1941）『日本語の特質』育英書院（復刻版 くろしお出版 1995）
- 佐藤武義編（1995）『概説日本語の歴史』朝倉書店
- 真田信治編（2006）『社会言語学の展望』くろしお出版
- 真田信治（2009）『日本語教育能力検定試験に合格するための 日本語の歴史 30』アルク（1999 初版『よくわかる日本語史』）
- 渋谷勝己・簡月真（2013）『旅するニホンゴ：異言語との出会いが変えたもの』岩波書店
- 嶋田道弥（1935）『満洲教育史』文教社（復刻版 青史社 1982）
- 爪哇軍政監部総務部調査室編（1944）『爪哇に於ける文教の概況』爪哇軍政監部総務部調査室（復刻版 龍溪書舎 1991）
- 徐敏民（1996）『戦前中国における日本語教育：台湾・満州・大陸での展開と変容に関する比較考察』エムティ出版
- 石剛（2005）『日本の植民地言語政策研究』明石書店
- 関正昭（1997）『日本語教育史研究序説』スリーエーネットワーク

- フェルディナン・ド・ソシュール, 影浦峽・田中久美子訳 (2007) 『ソシュール一般言語学講義: コンスタンタンのノート』 東京大学出版会 (1910~1911の講義ノート)
- 台湾教育会編 (1939) 『台湾教育沿革誌』 台湾教育会 (復刻版 青史社 1982)
- 台湾総督府編 (1942) 『台湾事情 昭和十八年度版』 台湾総督府
- 台湾総督府編 (1945) 『台湾統治概要』 台湾総督府 (復刻版 原書房 1973)
- 台湾総督府民政部総務局学務課編 (1902) 『国民読本参照 仮名遣法』 台湾総督府民政部総務局学務課
- 高木博志 (1994) 「アイヌ民族への同化政策の成立」 歴史学研究会編 『国民国家を問う』 青木書店
- 竹中憲一 (2000a) 『「満州」における教育の基礎的研究 第1巻 中国人教育①』 柏書房
- 竹中憲一 (2000b) 『「満州」における教育の基礎的研究 第2巻 中国人教育②』 柏書房
- 多仁安代 (2000) 『大東亜共栄圏と日本語』 勁草書房
- 朝鮮総督府編 (1943) 『朝鮮事情 昭和十九年度版』 朝鮮総督府
- 鄭在哲, 佐野通夫訳 (2014) 『日帝時代の韓国教育史: 日帝の対韓国植民地教育政策史』 皓星社 (原著 1985)
- 陳虹虹 (2005) 「日本統治下台湾における初等学校国語教科書の考察: 1937年以降台湾人生徒用国語教科書に着目して」 『東北大学大学院教育学研究科研究年報』 54-1 東北大学大学院教育学研究科
- 寺川喜四男・日下三好 (1944) 『標準日本語発音大辞典』 大雅堂
- 土井忠生編 (1959) 『改訂版 日本語の歴史』 至文堂 (初版 1957)
- 時枝誠記 (1940) 『国語学史』 岩波書店
- 時枝誠記 (1976) 「国語研究史の一構想」 『言語生活論』 岩波書店 (初出 1949)
- 内閣統計局編 (1941) 『大日本帝国統計年鑑 第五十九回』 内閣統計局
- 南洋群島教育会編 (1938) 『南洋群島教育史』 南洋群島教育会 (復刻版 青史社 1982)
- 日本語教育学会編 (2005) 『新版 日本語教育事典』 大修館書店
- マーク・ピーティアー, 浅野豊美訳 (2012) 『植民地: 20世紀日本帝国50年の興亡』 慈学社出版
- 日野成美 (1942) 「対訳法の論拠: その特色」 『日本語』 2-6 日本語教育振興会 (復刻版 冬至書房 1988)
- 平井昌夫 (1949) 『国語国字問題の歴史』 (再版) 昭森社 (復刻版 三元社 1998)
- 平野秀吉 (1915) 『綴り方教授の根本的研究』 六合館

- 平松誉資事（1942）『大東亜共通語としての日本語教授の建設：別名台湾に於ける音声国語教授の新研究』光昭会（復刻版 冬至書房 2008）
- 藤澤健一（2000）『近代沖縄教育史の視角：問題史的再構成の試み』社会評論社
- 藤森智子（2016）『日本統治下台湾の「国語」普及運動：国語講習所の成立とその影響』慶應義塾大学出版会
- メルヴィン・ブラッグ，三川基好訳（2004）『英語の冒険』アーティストハウス  
パブリッシャーズ（原著 2003）
- 古川宣子（2007）「植民地近代社会における初等教育構造：朝鮮における非義務教育制と学校『普及』問題」駒込武・橋本伸也編『叢書・比較教育社会史 帝国と学校』昭和堂
- 松永典子（2002）『日本軍政下のマラヤにおける日本語教育』風間書房
- 三木幸信（1942）『日本語の歴史』健文社
- 三木幸信（1954）『日本語史概説』三省堂
- 宮脇弘幸・百瀬侑子（1990）「南方占領地における日本語普及と日本語教育：日本軍占領下フィリピンとインドネシアの場合（1942～1945）」『成城文藝』130 成城大学
- 森田芳夫（1987）『韓国における国語・国史教育：朝鮮王朝期・日本統治期・解放後』原書房
- 文部省編（1972）『学制百年史』（記述編）ぎょうせい
- 文部大臣官房文書課編（1946）『大日本帝国文部省年報 第六十七年報 下巻』文部大臣官房文書課
- 安田敏朗（1997）『帝国日本の言語編制』世織書房
- 安田敏朗（2000）『近代日本言語史再考：帝国化する「日本語」と「言語問題』』三元社
- 安田敏朗（2001）「近代日本語政策史概観：戦前・戦中期を中心に」飛田良文・佐藤武義編『現代日本語講座 1 言語情報』明治書院
- 安田敏朗（2010）「日本語政策史から見た言語政策の問題点」田尻英三・大津由紀雄編『言語政策を問う』ひつじ書房
- 柳澤好昭（2008）「言語政策と言語計画と国語政策」西原鈴子・西郡仁朗編『講座社会言語科学 4 教育・学習』ひつじ書房
- 山口明徳・鈴木英夫・坂梨隆三・月本雅幸（1997）『日本語の歴史』東京大学出版会
- 山口喜一郎（1933）『外国語としての我が国語教授法』山口喜一郎（復刻版 冬至書房 1996）
- 山口喜一郎（1943）「日本語の直接法教習について」国語文化学会編『外地・大

- 陸・南方 『日本語教授実践』 国語文化研究所（復刻版 冬至書房 1996）
- 山口仲美（2008）『日本語の歴史』 岩波書店
- 山本融定（2000）「明治国家の成立とアイヌ民族」田端宏，桑原真人監修『アイヌ民族の歴史と文化：教育指導の手引』 山川出版
- 林茂生，古谷昇・陳燕南訳（2004）『日本統治下の台湾の学校教育：開発と文化問題の歴史分析』 拓殖大学海外事情研究所華僑研究センター（原著 1929）
- 渡辺実（1997）『日本語史要説』 岩波書店

（原稿受付 2019年1月10日）